

ちばけん

# 障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第11号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県身体障害者福祉協会内

TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com

ホームページ: <http://homepage3.nifty.com/chibashinsyoukyou/>



## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定されました！

昨年末に実施された基本方針（原案）に対するパブリックコメントには、延べ1,097件（個人1,048件、団体49件）の応募があり、意見総数は1,730件でした。

このパブリックコメントを踏まえ、主に、以下の点について、基本方針（原案）に修正が加えられました。

### 【主な修文】

（意見）

「1 法制定の背景」の中で、日本におけるこれまでの取組（平成16年の基本法改正で差別禁止の理念を明示したことなど）に触れた方がよい。

（修文等）

我が国においては、権利条約批准に向けた取組に先立ち、平成16年の障害者基本法改正の際に、差別禁止の基本理念を明示した旨を追加

（意見）

「2 基本的な考え方（2）基本方針と対応要領・対応指針との関係」の中で、地方公共団体における対応要領の策定は努力義務となっているが、積極的に作成することが望ましい。

（修文等）

地方公共団体等における対応要領の作成の記述において、「積極的に取り組むことが望まれる」旨を追加

（意見）

「3 合理的配慮（1）合理的配慮の基本的な考え方」の④の中で、障害者の状況・状態が変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを行い、より適切なものとなるよう努める旨を記述すべき。

（修文等）

合理的配慮の基本的な考え方の記述において、障害の状態が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である旨を追加

## 昨年12月9日（火）千葉県青少年女性会館で 社会参加推進福祉講座が開催されました。

今回は、「中国健康体操」です。

日本花架拳（かかけん）学会の教授の小沢先生をお迎えして、首、肩、胸など順番にゆっくりとした呼吸にあわせてほぐします。

また隣の人と組んで、「気」を集めて腰や肩をさすりあうと不思議とさすられている部分が温かく感じられます。これが「気」？？でしょうか。

ゆっくりとした動きなのですが、不思議と身体はとても温まりました。みなさん、心も身体もリラックスしました。



伸びて、伸びて、伸びて!!

**彼らと共に！ 頑張ってます！**

公益財団法人  
千葉県肢体不自由児協会「ボランティアの会」



「～Not for him. together with him.～」

彼らのためにではなく、彼らと共に。」

これが私たち「ボランティアの会」会員の理念です。

「ボランティアの会」会員54名の7割は大学生で3割の社会人はボランティア歴5年以上のベテランです。

障害を持った子どもたちとの活動は大変楽しく、社会体験やコミュニケーションを通して様々な感動をボランティアに与えてくれます。ただ、楽しみを共有するだけでなくこれから先も「共に生きる」ということを念頭におき、子どもたちやご家族の支援に頑張っています。

車いすを介助しながら街を歩いたり電車に乗ったりすると不便なことがまだまだ多いことに気づかされます。だからこそ、もっともっと街にでたり、電車やバスを利用することで全ての人にバリアフリーやユニバーサルについて考えてもらいたいと願っています。

私たち「ボランティアの会」の活動は千葉県肢体不自由児協会のボランティア派遣事業によって行っていますが、協会の毎月の定例の活動ばかりではなく、申請書を提出していただければ肢体不自由児協会からの紹介ボランティアとしてお手伝いすることもできます。わたしたち「ボランティアの会」会員の自慢は必ず1年に1度は何かしらのボランティア活動に参加しているということです。会員は肢体不自由児協会の活動だけではなく、さまざまな場所でもボランティア活動を行っています。そして、どの場所でも「彼らとともに。」を合言葉としています。



車いす介助研修

公益財団法人

千葉県肢体不自由児協会 「ボランティアの会」

会長 常田 義弘(千葉県肢体不自由児協会理事)

現在会員数54名(社会人14名、大学生40名)

千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター内

千葉県肢体不自由児協会「ボランティアの会」

電話043-245-1732



クリスマス会でダンスを披露¥



# 公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部の紹介 (略称千葉県オストミー協会)

日本オストミー協会千葉県支部「千葉県オストミー協会」はオストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)によって運営されるオストメイトの自立と社会参加支援並びにオストメイトの福祉向上活動を行っている会です。

## 社会適応訓練講習会

千葉県からの委託事業として年に8回オストメイトの社会適応訓練講習会を行っております。ストーマの状況は年齢や体格と共に変化し、トラブルも絶えないので、顧問医や皮膚排泄ケア認定看護師による医療講習会を主体としていますが、その他に平成26年の障害者週間には賛助会員で装具販売店の音楽愛好家によるトランペットとサクソフォン演奏とストーマ用装具の話をして頂き、そしてNPO日本臨床美術協会 副理事長 新宿 MACF 協会牧師 関根一夫先生に「いてくれてありがとう～悔いなく生きるために～」をテーマに介護のための心得を講演していただき、大変参考になったとの感想を頂きました。

## ピアサポーター養成事業

オストメイトは外見上健常者と変わらないだけに他人に知られたくない悩みを抱えています。同じ仲間なら話せるという人も多いため、日頃仲間からの相談を受けることが多い役員を主体に、相談の基本である「傾聴」の基礎と、実際の相談を想定したロールプレイを含む応用訓練を継続して実施しています。

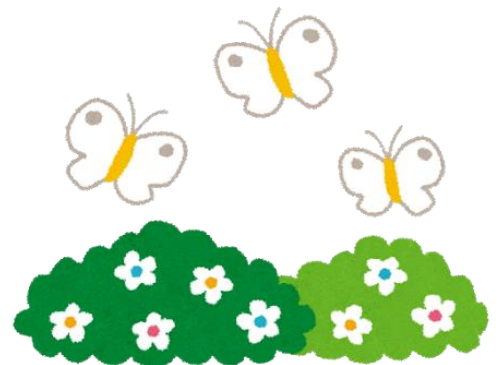
## オストメイトの周知のための活動

千葉県内には8,000人のオストメイトがおります。しかし千葉県支部の会員は500名にとどまっています。一人でも多くのオストメイトに会の仲間が元気に社会復帰している姿を知らせてあげたい、正しいストーマケアを学んでほしいと切に願っています。

また社会の人々にもオストメイトを知ってもらう必要があります。

オストメイトは排泄の際、障害者用トイレを使わせてもらいますが、理解されずに困ることもあります。社会への周知のためにカード入りポケットティッシュ及びポスターを作成しました。

病院、市町村障害福祉課に配布し、会員以外のオストメイトに相談連絡先の伝達周知にも使用致しています。同時に福祉まつりなどで配布しオストメイトを社会に認知してもらう活動をしています。



## 不安解消に関して行政への働きかけ

オストメイトの三つの不安として

「外出時の不安：オストメイト対応トイレ増設」

「災害時の不安：避難所への装具の備蓄」

「老後の不安：高齢者オストメイトの装具交換」

を掲げ、オストミー協会全体で行政に対し一層の理解を求めよう引き続き活動致しました。特に高齢者への装具交換について介護に携わる方を対象に専門看護師による研修会を実施、県知事に対しても介護職研修の要望書を提出しお願いしています。

オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設)の皆さん  
～一人で悩まず、仲間と共に～



先ずお電話下さい。  
**043-309-7571**

オストメイト用トイレの設置を希望しています。

公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部(月・火・金)  
千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

私は身体内部に障害を持っています。



「千葉県オストミー協会」は、人工肛門・人工膀胱を造設した障害者団体です。

このカードは千葉県共同募金会の助成を受けています。

# 困ったときに受けられる支援等

経済的な支援・生活支援など

## 生活費の保障

### 自立のための経済的サポート

#### 生活保護

【相談窓口】福祉事務所(市町村の福祉課等)

病気やケガなどで働けなくなったり、高齢や障害のために経済的に困ったときに、最低限度の生活を保障し、自立を手助けするための制度です。家族全員の所得や資産を合算したものが、国が定める生活保護の基準を下回っていることが条件となります。

### 介護が必要な方への支援

#### 特別障害者手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神又は身体に著しく重度の障害をもち、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

### 障害をもつ児童を養育する方への支援

#### 特別児童扶養手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神又は身体に一定程度の障害があり、在宅で生活する児童を養育する人に支給されます。在宅で生活している障害をもつ児童(20歳未満)で、基本的には障害基礎年金(1級・2級)と同じ程度の障害の状態である場合が対象となります。

### 扶養共済制度

【相談窓口】市町村の福祉課等

障害のある方の保護者が掛け金を掛けておくと、万一保護者の方が亡くなった場合等に障害のある方に年金が支給される制度です。

### 障害が継続する場合の生活保障

#### 障害年金

【相談窓口】障害基礎年金の場合:市町村の年金課等  
障害厚生年金、障害共済年金の場合:年金事務所又は加入している各共済組合

病気やケガなどが原因で一定程度の障害が継続する場合に生活を保障するための制度です。病気やケガによって医療機関に初めて受診した際に加入していた年金によって受給できる障害年金が異なります。

### 国民年金に任意加入していなかった方への制度

#### 特別障害給付金制度

【相談窓口】市町村の年金課等または年金事務所

過去、国民年金制度の発展過程において、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方が、一定の要件に該当する場合、給付金が支給されます。

### 常時介護が必要な児童への支援

#### 障害児福祉手当

【相談窓口】市町村の福祉課や児童福祉課等

精神または身体に重度の障害がある児童(20歳未満)に、日常生活において常時介護が必要な場合に、負担を軽減するために本人に手当が支給されます。

### 生活福祉資金

【相談窓口】市町村の社会福祉協議会

様々な事情で所得が少ない方や高齢の方、障害のある方の生活を経済的に支えるための貸付制度です。

## 税金が安くなる制度

### 障害者控除と特別障害者控除 (所得税・住民税の控除)

【相談窓口】

所得税:お住まいの地区を管轄している税務署  
住民税(都道府県民税、市町村民税):市町村税務課

障害のある方や心身に障害をもつ方を扶養している場合は、所得税、住民税が安くなる場合があります。

### 自動車税・軽自動車税及び 自動車取得税の控除

【相談窓口】

自動車取得税:お住まいの地区を管轄する都道府県税事務所  
軽自動車税:市町村の税務課

一定の基準に該当する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が安くなります。